

## (8) 酒類業振興支援事業費補助金

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
財務省	本省と東海財務局の共同調査	600	600	—	▲50

事業の概要	酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援することにより、日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進することを目的とした事業である。
-------	--

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p><b>1. 目標値の達成状況について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の目的に沿った成果が得られるよう、交付決定時の審査において、           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>設備整備は市場拡大に寄与するか</b></li> <li>・ <b>目標と事業内容は乖離していないか</b></li> </ul>           について厳格な審査を行うべきである。</li> <li>現地でのPR活動等については、対象国の選定の考え方やPR活動等の後の取組までも含めた計画を精査し、<b>輸出拡大の実現可能性の高い事業者への補助に限定する等の見直しをすべき</b>である。</li> <li>補助対象と認められるものについても手段、目標設定が適当か厳格な審査を行うべきである。</li> <li>目標値が未達成の補助事業者に対しては、問題点を明確にさせ、取組による効果が出るよう<b>補助事業完了後においてもフォローアップをすべき</b>である。</li> </ul> <p><b>2. 海外展開支援枠について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸出拡大に向けた事業実施体制が整っていないと認められる酒類事業者が主に行う事業については、<b>補助を行わないこととする等の見直しをすべき</b>である。</li> <li>小規模な酒類事業者については、企業継続の観点も踏まえた<b>輸出拡大の必要性や実現可能性を検証するとともに、輸出のためのリソース不足を補うことで輸出拡大の可能性があると認められる事業者を支援する仕組みを検討すべき</b>である。</li> </ul>	<p><b>1. 目標値の達成状況について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国税庁において、本事業の目的に沿った成果が得られるよう、審査担当者に、<b>目標と事業内容は乖離していないか</b>などの審査基準を再周知し、<b>厳格な審査</b>となるように徹底することとした。</li> <li>現地でのPR活動等については、対象国における輸出拡大の可能性を、これまでの輸出実績やリソース等の観点など、<b>手段や目標設定が適当となっているかに特に注意し、厳格な審査</b>を行うこととした。</li> <li>目標値が未達成の補助事業者に対しては、①<b>補助事業の遅れによるKPI未達を防止するため、毎月の進捗管理を徹底する</b>、②<b>実績報告書において、未達成の要因分析を記載させる</b>、③<b>補助事業完了後も、事業目的達成に向けたフォローアップ</b>を行うこととした。</li> </ul> <p><b>2. 海外展開支援枠について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国税庁において、令和7年9月以降、輸出を行っていくための社内体制が整っているか等、<b>リソースが十分か</b>といった観点から特に注意して<b>審査</b>することとし、体制が不十分と認められる事業者は原則として<b>単独では補助を行わない</b>こととした。（反映額：▲50百万円）</li> <li>小規模な酒類事業者については、各国税局において<b>伴走支援</b>を行い、自力で海外渡航する資金やノウハウがないといった酒類製造者と、輸出業務を行う事業者が一体となることで<b>輸出拡大</b>を目指す取組を支援する<b>仕組みを構築</b>することとした。</li> </ul>